

平成19年11月9日

群馬県知事 大澤正明 様  
群馬県教育長 内山征洋 様

社団法人日本自閉症協会群馬県支部  
群馬県桐生市広沢町3-3843-10  
支部長 山田智子

## 要 望 書

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より社団法人日本自閉症協会群馬県支部にご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。  
また、今年を受診サポートメモリーの配付及び啓発用ポスターの掲示等、自閉症児・者への医療サービスの向上につきまして格別のご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

私たちは障害を持つ人が地域で生き生きと暮らすことが出来なければ、すべての人々の幸せがあり得ないと考えます。いかなる障害を持った人でも本人が選択した場で教育を受け、仕事を自得自分らしい生活をすることが当然の権利であると確信しております。

自閉症についてはマスコミ等で取り上げられることが多くなり、社会的な関心が増してきたようには感じられるものの、自閉症児・者を取り巻く状況は非常に厳しく、自閉症への誤解に基づく教育、福祉支援の強制が強度行動障害の引き金となったり、偏見、差別、排除が一般市民のみならず、行政、教育、マスコミでさえ存在しており、これらは本人、家族にさらなる苦痛を与えるものとなっています。

特に、高機能自閉症・アスペルガー症候群につきましては、福祉・教育等の現場におきましても、その対応におけるノウハウや障害そのものに対する理解がまだまだ不足しており、とりわけ地域によって対応が大きく異なるのが実情です。

このような現状にあって、本年7月に実施された群馬県知事選挙に際して、大澤知事は基本政策というべきマニフェスト「はばたけ群馬構想」を公表されましたが、この中では、「福祉サービスに地域格差が生じないよう、各市町村への支援を強化します。」「高齢者・障害者の雇用促進のための助成を拡大します。」「県内の小中高校すべてに、生徒の心のケアを行う新たなシステムを導入します。」等が謳われており、これら政策の具体化に向けた施策の展開に強く期待しております。

本要望書の内容につきましては日本自閉症協会群馬県支部会員より寄せられました要望をもとに作成したものでございます。自閉症の人たちが社会生活を送るうえで極めて困難な障害であることをご理解いただき、是非とも施策的に格別のご配慮をいただきたく以下のことを重ねて要望いたします。

敬具

## 記

### （ 法的支援 ）

発達障害者支援法の第一章・第一条（目的）、第一章・第二条（定義）に述べられているよう、高機能自閉症やアスペルガー症候群等、知的障害の有り無しにかかわらず自閉症として必要な行政的な支援を行ってください。

### （ 行政 ）

1. 教育、医療、福祉、労働等の各行政の連携を深め、自閉症を持つ人の一生涯にわたる支援を実現してください。
2. 1の具体的な手立てとして、自閉症児・者を含む発達障害児・者の支援者と関係者が共通理解し、連携して支援するためのマニュアルを作成してください。
3. 市町村障害者計画に、高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む自閉症に関する計画が策定されるよう、行政的な指導をしてください。
4. 自閉症を持つ人への福祉行政を円滑に行うための窓口を充実してください。
  - 1) 全ての市町村の障害福祉、医療、子育て支援、教育、労働等の関係職員に対して自閉症に関する研修がなされるように支援・指導をしてください。
  - 2) 各市町村で緊急時にワンストップで相談できる窓口を設置してください。

### （ 群馬県支部との連携 ）

1. 私たち日本自閉症協会群馬県支部は群馬県における自閉症に関する保護者を中心とした唯一の団体です。自閉症に関する各種施策を立案される時は、私たち群馬県支部から案及び直接ヒヤリングをして決定して下さい。自閉症に関する審議会等に、当事者もしくは保護者をくわえてください。
2. 群馬県支部が行う各種事業（療育事業、講演会事業、自閉症相談会、余暇事業等）を支援してください。

### （ 人権の保護 ）

1. 自閉症児・者が地域で生活する権利を保障するとともに、障害への無理解、誤解から生じる排斥が起らないように、学校、公的機関、就労機関、地域コミュニティへの啓発活動を支援

してください。

2. 成年後見についての当事者への啓発と、成年後見が可能な司法書士、社会福祉士、弁護士、NPO法人を発掘し、需要の一致を図ってください。

( 判定基準・療育手帳 )

1. 療育手帳の判定基準に自閉症（高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む）を加えるか、もしくは自閉症を含む発達障害を対象とした新たな手帳の制度を設けてください。
2. 自閉症を持つ人の判定基準をIQだけではなく、日常生活を営むための困難さ（社会性の欠如）も重視してください。

( 医療・検診体制 )

1. 1. 5歳及び3歳児検診での自閉症の早期発見率を向上させて下さい。3歳児検診で発見が困難な高機能自閉症、アスペルガー症候群の発見率を向上させるため、5歳児検診を導入してください。
2. 市町村自治体、発達障害者支援センター、保健福祉事務所、児童相談所、医療機関、保育園や幼稚園が連携し、自閉症及び発達障害を専門とする医師等の専門家を頂点とした自閉症早期診断システムを構築してください。
3. 受診サポートメモリーの普及を推進し、診察や治療が困難な自閉症児・者への理解・対応の向上を図ってください。

( 福祉的就労 )

1. 自閉症の専門性を持った自閉症専門施設を設置してください。
2. 授産施設、福祉作業所等の福祉的就労施設には、自閉症の特性を理解し、適切な援助技術を持つ支援員、相談員を配置してください。
3. 福祉的就労施設に自閉症の特性に配慮した職員の加配ができるよう、県から自閉症者の通う施設に加算を補助してください。

( 就労支援 )

1. 学校における特別支援教育では就労施設等との連携を深め、ひとり一人の個別移行計画並びに個別就労計画を作成してください。
2. 民間企業における雇用拡大や適切な職域の拡大を図ると共に公的機関においても採用するよう指導してください。
3. 自閉症（高機能自閉症やアスペルガー症候群含む）を持つ人の就労に対する相談、フォローする体制を作り、就労を支援してください。
4. ジョブコーチ制度を充実させてください。（自閉症を持つ人の対応に当たり専門性を持った職員を配置してください。）

( 地域生活 )

1. 自閉症やアスペルガー症候群などを自覚している本人が、自分の障害に動揺し将来を絶望してしまわないよう守ってください。
2. 子供の障害に対する絶望感や不安感、孤立感によって家族が疲労してしまわないよう家族を支援してください。
3. 自閉症者が適切な障害程度区分認定を受けられるために、自閉症を理解した調査員と審査会判定員を配置してください。
4. 発達障害者支援センターは、自閉症児・者本人および家族の生涯にわたる各機関と連携した支援において、有効な役割を担っています。発達障害者支援センターが当事者と家族のニーズに十分に対応し、その機能を十分に発揮するために、さらなる人材育成や人材の配置をしてください。

( 地域支援・家族支援 )

1. ケアホーム、グループホームや地域ホームなど障害の重い人たちが安心して生活できる、多様な地域生活の場を整備してください。
2. 自閉症児・者が安心して利用できるレスパイト、デイサービス、ホームヘルプ、ガイドヘルプ等の支援が受けられる体制を地域差なく全県下に行われるように、行政的な支援と指導をしてください。
3. 障害児・者の保護者が、自分自身の心身の健康を守りつつ、働きたい場合は働けるようになるなど、地域で当たり前の生活が送れるように、学童保育・集団活動訓練事業・学校の送迎サービスなど社会的支援を充実してください。

( 防災・災害時の対応 )

1. 大地震・水害などの災害時に自閉症児者を含む障害児・者とその家族は、被災、避難、復旧活動の際に、一般の人とは異なる困難を抱えます。各市町村・地域ごとに障害児・者のいる家庭を把握し、災害時に障害種に対応したケアができるように、対応マニュアルを策定し、その際には自閉症対応も十分配慮してください。

( 教育 )

自閉症を持つ子どもや保護者の希望を尊重した就学先の決定を行い、それぞれの地域や教育の場において、充実した教育や支援を受けられるように、施設や環境の整備を図ってください。

1. 県立及び市町村の全ての学校において、自閉症の特性に対応できる教員の資質向上と加配及び支援員のさらなる充足を図ってください。
2. 個別の教育支援計画が将来の社会的自立に繋がるように、自閉症の特性と個々の状況を十分吟味したうえで、計画→実行→検討を繰り返し、ニーズに応じた適切なものにしてください。

3. 校長、教頭など管理職員、及び全ての教員に対して、自閉症に関する継続的な研修の充実、特に自閉症児・者の地域生活に必要な教育のあり方、医療・福祉・労働等の分野との連携、人権について研鑽を深めるよう指導してください。
4. 保護者と学校との協議に際して、よりよい教育環境を調整する役割を担える第三者的な機関との連携がスムーズに行われるようにしてください。
5. 児童生徒に対する、発達障害児への理解を深める啓発、教育活動を推進してください。
6. 就労のために、ひとりひとりのニーズに合った作業学習、現場実習の充実を図るとともに、福祉機関・企業と連携し、スムーズに実習を体験し、就労に移行できるようにしてください。
7. 高機能自閉症・アスペルガー障害の生徒の高等教育の場を保障してください。障害理解に基づく個々のニーズに応じた支援がどの高等学校でも受けられるようにするとともに、高等養護学校、高等学校での通常の学びの場、どちらもニーズにあわない生徒のために、高等学校でも特別支援学級を設置してください。
8. 発達障害と触法行為とが関連あるかのように報道され、教育・福祉の現場でも自閉症児者の不適応行動が問題視されることもありますが、強度行動障害の多くは、自閉症児者に対する不適切な教育の結果としての二次障害であると言われていています。「消化より防火」を第一とし、二次障害による強度行動障害を防ぐためにも適切な教育体制を整備してください。

以上